

さ情審査答申第112号  
平成26年 7月29日

さいたま市教育委員会  
委員長 大谷 幸 男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成25年11月19日付けで貴委員会から受けた、「現・さいたま市立小学校校長（以下「特定校長」という。）が、さいたま市教育委員会教育総務課に在籍していた時代の残業時間がわかる資料及び残業代」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年9月25日付け教管教総第1537号によりさいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、「残業代」の開示を求めるものである

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 特定校長は、「学校教職員の休憩に係る条例第7条」に定められている休憩時間を意図的に確保しようとせず、行政当局から指導されている「わり振り変更簿」の活用も拒んでいる。
- (2) 一方で、行政職に在職していた時期には長期にわたり、高額の残業代を受領している。同じ教育公務員の身分にありながら、行政職が多額の

残業代を得ている現状は、さいたま市民の大多数の賛同を得られるものでは決してないものと判断する。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 実施機関は、本件開示請求を受け、特定校長の教育総務課在籍時の教育総務課時間外勤務（日数・時間）集計表を行政情報として開示した。
- 2 残業時間は公務員の職務執行上の情報であるため開示としたが、残業代は公務員といえども職員個人の財産・収入状況に関する情報であり、公にすることにより、職員個人の正当な権利利害を害するおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示決定を行ったものである。
- 3 審査請求人は、「同じ教育公務員の身分にありながら行政職が給料の体系のみならず多額の残業代を得ている現状はさいたま市民の大多数の賛同を得られるものでは決してないものと判断する。さいたま市議会本議会で議長宛に請願書を提出する際の資料とするために正確な情報の開示を請求する」と主張するが、職員の時間外勤務手当は「さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「職員給与条例」という。）第19条」及び「さいたま市職員の時間外勤務手当に関する規則」（以下「職員時間外勤務手当規則」という。）に基づき支給されるものであり、審査請求人の主張する理由は、開示する理由に当たらないと考える。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、特定校長がさいたま市教育委員会教育総務課に在籍していた時代の残業時間が分かる資料及び残業代である。実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対して、特定校長の教育総務課在籍時の教育総務課時間外勤務（日数・時間）集計表の特定校長に関する部分及び特定校長の給与支給明細書の時間外勤務手当の部分を開示請求に係る行政情報として特定し、本件処分を行った。審査請求人は、本件処分に対して、特定校長の給与支給明細書の時間外勤務手当の部分を開示としたことについて、これを不服とし、当該不開示部分の開示を求め、本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の妥当性について

##### (1) 情報公開条例第7条第2号について

情報公開条例第7条第2号本文は、個人に関する情報は不開示とする

ことを定めているが、その例外として、同号ただし書きに該当する情報は開示することとしている。

同号ただし書きウでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の件利益を害するおそれがないと認められるもの」と定められている。

ここで、公務員の「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員が組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報であり、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするため、公務員の「職務の遂行に係る情報」を開示するものである。

(2) 本件対象行政情報の不開示について

さいたま市の一般職職員に係る時間外勤務手当は、職員給与条例及び職員時間外勤務手当規則に基づき、職員個人に支給されるものである。

時間外勤務手当は、職員個人の収入に係る情報であることから情報公開条例第7条第2号本文に該当する個人に関する情報であると認められる。そして、同号ただし書きウに規定された「職務の遂行に係る情報」とは言えないことから、時間外勤務手当を不開示とした本件処分は妥当である。

その余の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないため言及しない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成25年11月19日	諮問の受理（諮問第333号）
②	同 年 12月 3日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成26年 1月16日	審議
④	同 年 4月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月10日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)